

がん医療の充実強化について

【文部科学省・厚生労働省】

提案・要望の内容

今年度施行された「がん対策基本法」の趣旨に沿って、下記の項目につき、一層の充実強化を図ること。

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師を養成するとともに、国立がんセンターとがん診療連携拠点病院を結ぶ「がん診療施設情報ネットワーク」を早期に完成させること。
- 2 がん治療に係る新薬の速やかな開発・承認、未承認薬の速やかな承認及び承認薬の保険適用を拡大すること。
- 3 国立大学法人・国立病院機構及びがん診療連携拠点病院におけるがんの放射線診断・治療装置の整備を促進すること。
- 4 がん患者支援活動に取り組んでいる人を対象とした研修プログラムの開発を行い、研修会等を開催するなど、患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講ずること。

【現状と課題】

○がん薬物療法、がん放射線療法を専門とする医師の養成が不十分

- ・日本におけるがん専門医の必要数は2万人とも言われているが、薬物療法や放射線療法の専門医は圧倒的に不足している。
- ・一方、専門医の養成には時間がかかることから、がん診療連携拠点病院に勤務する医師等が、テレビ会議システムを通じて、国立がんセンター等で開催される研修会やカンファレンスに参加することにより、資質の向上が図れるようなネットワークを早期に完成させることが必要である。

○抗がん剤の承認及び保険適用の拡大が必要

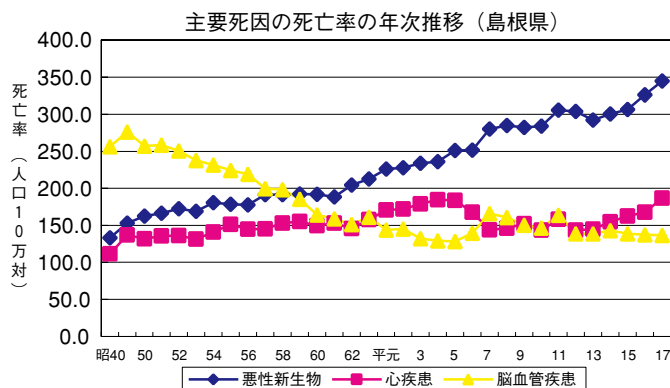
世界的には標準薬として認知されている抗がん剤が、我が国では未承認であったり、保険適用外となっているものもあり、効果的な抗がん剤治療を行う際の障害となっている。

○がんの放射線診断・治療装置の配置における均てん化が必要

ピンポイント照射が可能な放射線治療装置の出現など、近年の放射線装置の進歩は目を見張るものがあるが、こうした装置を設置には多大な費用がかかり、医療機関の経営状態を圧迫する。がん治療の均てん化をすすめるためには、中山間・離島地域を抱える都道府県に優先的に放射線診断・治療装置の配備が進むような誘導策が必要である。

都道府県別がん死亡率
(人口10万対)
(平成17年)

第1位	秋田	337.8
第2位	島根	334.4
第3位	山口	324.3



【 本県の取組状況・方針 】

- 「がん対策推進条例」の制定及び「しまねがん対策強化事業」の推進
 - ・昨年 9 月に全国初の条例である「がん対策推進条例」が制定され、本県は条例の趣旨に沿って、がん予防の推進、がん医療水準の向上、緩和ケアの推進、患者会等への支援を柱とする「しまねがん対策強化事業」に取り組んでいる。
 - ・特に、条例において、県は患者会等への支援について必要な支援策を講ずることとされていることから、今年度予算において、療養体験集の作成等患者支援策を新規事業として計上している。
- がん診療連携拠点病院間の連携強化（平成17年度～ ）
 - ・県内の地域がん診療連携拠点病院（6 病院）間の連携を図るため、平成17年 6 月に「がん診療ネットワーク協議会」を既に設置しており、標準登録項目による院内がん登録の実施及び 6 病院の集計・解析をすすめるとともに、医療機関間の機能分担・役割分担の検討をすすめている。
- がん患者サロンの開設
 - ・県内の全ての地域がん診療連携拠点病院を含む 8 医療機関において「院内がん患者サロン」が開設されているほか、5 つの「地域がん患者サロン」が開設されており、がん患者が自らの療養体験を語り合うことなどにより、患者が他の患者を支援する取り組みが県内各地で積極的に展開されている。

【 提案・要望の効果 】

- がん治療に精通する専門医の養成が進むことにより、がん治療水準の向上が期待できる。
- 「がん診療施設情報ネットワーク」の早期構築により、国立がんセンターと地域がん診療連携拠点病院等との間でがん治療に関する情報交換がリアルタイムで可能となる。
- がんに係る新薬の開発や未承認薬の承認が促進されることにより、より効果が高くかつ副作用も少ないがん薬物療法が実施できるようになる。
- 患者会等の活動に対する支援策が講じられ、患者支援の取り組みが強化されることにより、患者の療養生活における質の向上（QOLの向上）に寄与する。

URL：<http://www.cancer-jp.com/>